

## 第四節 貢租・検地

### 概要

尾張藩は藩財政をより強固なものとするため、財政の緊縮を図るとともに、家臣からの上納、富豪から多くの対策を講じてきたが、元禄時代（一六九〇年代）の中頃に至つてこの政策は、農民から町人（商売人）を対照とするように変化してきた。もつとも尾張藩は他藩にくらべ、この頃になると多くの開市でも見られるように町人の力が大きくなり、容易に運上金（營業税）を課すことができた時期でもあつたと考えられる。

したがつて農民にとっては、正保年代（一六四四―一六四七）に行われた「概高」以後の四公六民の制度には変わりがなく、他藩で行われたような直接の増税はみられなかつた。これは多くの資料にもあらわされている。

『愛知県農地史』は、尾張藩の財政基盤の確立についてつぎのようにしている。

『農民を死地に追いつめるほど貢租は過重でなかつた。大名が自己の消費膨張にともなう財政危機を打開するためにもつとも一般的におこなつた土地租税の増徴策は尾張藩では実施を見なかつた。その税率は蔵入地、知行地ともに低下する傾向であつた。自己の財政的窮乏を農民に転嫁しなかつた……』

一方、緊縮政策による多くの儉約令に対しては、反抗もなく末端まで徹底し、その効果は大いにあがつた。

こうして徳川封建制下にあつても尾張の農民は、増税からのがれ、支配権力との争いもなく農作業にはげみ、藩の強力な施策の推進に力を得、生産の拡大をはかつた。



図2-61 成年免定（大屋敷丹羽龍二氏所蔵）

貢 租

貢租（年貢）にはつぎの種類があり、今日の税金にあたるものであった。

- |   |          |   |     |
|---|----------|---|-----|
| 1 | 本途物成・付加米 | 2 | 小物成 |
| 3 | 高掛物      | 4 | 夫 役 |
| 5 | その他      |   |     |

- (イ) 綿布役銀                      (ロ) 御用金・冥加金

賦課方法については、租税の賦課はすべて村を単位に行われている。

つぎに税種（基礎）は検地の結果定められた村高（石高）で正租をはじめ諸役に至るまで、これを基準とした。そしてこの時代は比例課税で、たとえば一〇〇石の高持が五〇石の租税を出せば、一〇石の人は五石を出すという方法で、小農民ほど負担が重くなっていた。

貢租の中で一番重要とされていた正租（本途物成）は原則として米で納入するように定められ、租率は「免」と称して、村高に免を乗じて租

米を算出しこれを納入していた。

この租率が、五割ならばこれを「五ッ免」、五割三分ならば「五ッ三分」といい、一〇石高の田畑の租率が六ッ免ならばすなわち、六石の租米の納入が課せられていたわけである。この租米を「取米」ともよんでいた。

租率（免）は支配者により、また年代によつて多少の異なりはあったが、これをきめるには「検見」と「定免」の

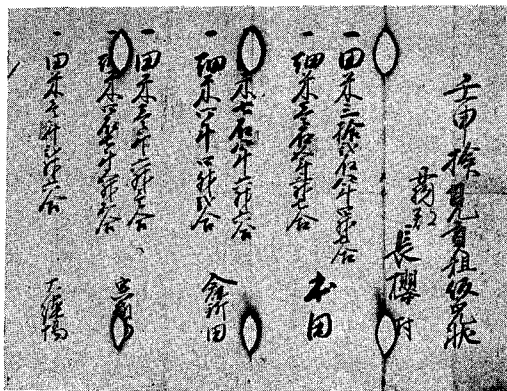


図2-62 壬申検見貢租免状(長桜鈴木嘉一郎氏所蔵)

二つの方法がとられた。

検見法(見取法とも)は、毎年秋に実際の収穫高を調査し、これによつて租率を定める方法で、その年々の豊凶によつて租率は変わった。定免法は、過去数年間の出来ぐあいを基にして基準収穫量を推算して、以後数年間は検見を実施せず豊凶にかかわらず一定の租率を課す方法であった。

年ごとの貢租(税金)の割付けの令状を「年貢免状」とよび、完納証明として「年貢皆済目録」が交付されていた。

年貢が「六公四民」といわれたのは、収穫の六〇パーセントが藩へ、残り四〇パーセントが農民の手元にくることをいっただけのもので、「六ツ免」と同じ意味である。

こうして尾張藩では、収穫米の六割を租米として納入させることを原則としさらに、免によつて徴収される正租のほかに、付加米として口米、

七合物、込米の三つを課した。

口米には三升口米、七升口米とがあり、前者は蔵入地のみで租米一石について三升を付加して徴収し、これを代官、地方役員の雑用費として支給することとなっていた。後者は天和二年(一六八二)知行地に課せられた口米で租米一石について七升とした。この口米の上納は寛政年代になって中止されている。

表2-12 村々の定免(尾張徇行記より)

村 名	村 高	免	村 名	村 高	免
	石斗升合	ツ分厘		石斗升合	ツ分厘
小 口 村	2,778 2 5 8	5 2 6	同所子新田	629 1 5 2	5 3 5
同所入鹿新田	25 8 4 8	5 2 6	同所新田	44 5 6 0	5 1 8
河 北 村	923 7 5 2	4 0 0	御 供 所 村	161 8 7 5	4 0 0
同所入鹿新田	20 3 5 2	4 0 0	同所入鹿新田	32 1 4 2	4 5 5
余 野 村	539 3 1 5	3 3 6	長 桜 村	107 7 3 7	3 9 5
同所入鹿新田	2 2 9 3	4 4 0	同所入鹿新田	19 1 3 8	6 1 0
外 坪 村	340 5 7 0		長桜替地新田	163 9 3 0	3 6 0
同所入鹿新田	173 2 0 8	4 7 5	八左エ門新田	55 0 1 8	5 1 0
同所三ヶ一新田	10 0 4 7	5 4 5	宗 雲 新 田	34 0 2 2	3 7 6
同所午新田	5 9 4 2	4 8 0	伝右エ門新田	80 8 7 8	4 5 0
大 屋 敷 村	846 4 7 5	4 0 0	三右エ門新田	69 2 7 5	5 2 0
同所入鹿新田	54 2 5 1	5 0 8	又 助 新 田	20 6 4 8	4 3 5
同所入鹿出新田	13 6 8 6	5 1 8	九郎右エ門新田	93 1 8 1	5 0 5
同所丑新田	20 2 6 1	2 5 0	小 折 新 田	133 0 2 0	3 7 8
同所未新田	6 8 5 8	4 1 5	清右エ門新田	28 4 1 0	4 9 0

込米は租米を俵に入れるとき、一石について四升を込米として入れるように定められ、七合物は年貢一石について七合の付加米で藩の米倉の入用として徴収されたものであり、これら付加米を合せると一割一分七厘に達していた。不作の年には改めて検見が実施され、その状況によって減免がなされることがあった、これを「検見引」と称し、また村によっては年数引、定引、前々引、証文引といった減免措置が多くとられた。年数引とは、洪水などで一定の間年貢を免除することであり、定引、前々引は堤敷地、用水のつぶれ地、荒地など永久的な免税地であり、初年度を定引、以後を前々引といった。証文引は、藩士の屋敷、道路敷地など公用地で奉行が証文をだしたものである。これらの種々の引(減免)は村高にははいつていたが、年貢は免除されていた。つぎに畑の収穫は米に換算され、その基準は寛保年間(寛保三年一七四三)につきのようにきめられ、以

表2-13 村々の減免(引) (尾張徇行記より)

村名	村高	免	減免		備考
			種類	石高	
小入河入	石斗升合 25 8 4 8	割分厘 5 2 6	証文引	石斗升合 9 3 1	田 1反 3畝 1歩
口新鹿北新	20 3 5 2	4 0 0	〃	3 8 3	田 3畝14歩
〃			前々引	2 3 4	畑 3畝10歩
余野村	539 3 1 5	3 3 6	定引	1 9 7	田 1畝 9歩
外坪村	340 5 7 0		〃	4 3 6	田 2畝 5歩
〃入鹿新田	173 2 0 8	4 7 5	前々引	7 8 3	田 8畝21歩
大屋敷村	846 4 7 5	4 0 0	前々引 前定引	3 5 8	田 1畝26歩
〃入鹿新田	54 2 5 1	5 0 8	前々引	1 7 1	田 1畝25歩
御供所村	661 8 7 5	4 0 0	〃	2 8 1	畑 2畝22歩
〃入鹿新田	32 1 4 2	4 5 0	〃	3 6 1	畑 5畝 5歩
宗雲新田	134 0 2 2	3 7 6	〃	7 1 9 6	田 4反 5畝 4歩 畑 9畝10歩 荒地

後これが用いられた。

麦一石は米五斗

大豆一石は米八斗

稗一石は米三斗

すなわち麦は米の五分、大豆は八分、稗は三分ということであり、これ以外の畑作物も、すべてこれに準ずるとなっていた。こうして畑の貢租は原則として米納とされてきたが、特別麦で上納することがあった。これを麦成とよんだ。麦成は尾藩藩特有のもので、畑の少ない村には賦課されていないが、藩用の味噌、醤油の原料として、あるいは馬の飼料用に上納させたものといわれている。

尾張徇行記にしろされているものをみると、

金野村	麦成	六石七斗五升	外坪村	麦成	一斗九升
大屋敷村	麦成	三石五斗九升二合	御供所村	麦成	七斗一升六合
同所入鹿新田	麦成	三斗	同所入鹿新田	麦成	二石
小折出新田	麦成	一石一斗			

などがある。



図2-63 日諸役銀割付帳

農民は、こうして決められた貢租のほか、小物成、高掛物、夫役、綿布役銀などの負担が課せられた。

小物成は、山や川の利用、商業の営業、野山、川堤の草木の利用などに課せられた税である。

高掛物は村々の石高を基準にして賦課された、夫銀、堤銀、伝馬銀である。

夫銀は夫役を銀納したものである。労力奉仕（主に土木事業）を三日間することになっているものが、人夫賃として高一〇〇石につき銀五〇匁が役銀として課せられ、堤銀は御囲堤をはじめ堤防などの普請の入用にあてるもので、新古木津用水については、高一〇〇石について銀四〇匁が定められていた。

伝馬銀は、宿場の助郷人馬の入用にされたもので、高一〇〇石に七〇匁の負担で毎年六月と十月の二回に分納した。つぎに綿布役銀は十四才から六十才までの女子のいる高一石以上の農民に課せられるものであった。

このほかにも時に応じて特別の夫役や献金などの諸負担も課せられ、農民にとっては非常に苦しい負担がしいられた。反面、藩は農民が災害を受けた場合にそなえ、「囲籾・囲稗」の制度をつくり備蓄に心掛けたが、これらも負担は農民にかかっていた。

農民が人夫として労役を負担する夫役には三日役と助郷があった。

労役の負担といっても、これは農村生活には好都合なことも多くあった。三日役は持高四〜五石以上の百姓に

表2-14 小物成の賦課(尾張徇行記より)

村名	区分			備考
	名称	上納銀	上納米	
小口村	柳枯草場	19匁3分	1石3斗9升6合 1石4斗4升	江通両井桁 3,928間片法3尺
外坪村	〃	3匁8分		古木津江両堤長309間
御供所村	〃	1匁8分		川通長100間片法1間 長35間同3尺合35間
余野村	松山生			面積 4町8反1畝7步
小口村	〃			〃 8町步
外坪村	藪年貢 (竹役)			20本結1束16本
同所入鹿郷新田	〃			50本結2束36本
長桜替地新田	〃			50本結1束
伝右エ門新田	〃			50本結20本
小折出新田	〃			50本結2束22本
大屋敷村	〃			藪年貢アリ
長桜村	〃			〃
小折出新田	〃			木津杖へ御役縄出ス

**検地** 藩政時代の徴税制度のなかで農民の貢租を規定するもつとも重要かつ基本方策の一つに検地がある。すなわち土地の状況、面積の調査である。もつともこれに類似する制度はつぎのように古くから行

村名	三日役	村名	三日役
小口村	四三二口	長桜替地新田	三三口
余野村	一二九	八佐エ門新田	三
外坪村	七八	宗雲新田	一八
大屋敷村	一三一	伝右エ門新田	一五
御供所村	一一〇	三右エ門新田	三
長桜村	三〇	九郎右エ門新田	九
小折入鹿郷新田	一八	清右エ門新田	六

春、秋それぞれ三日づつ課せられ、堤普請、川除え、井溝の修理などの工事についた。尾張徇行記には、当時の各村々に課せられた三日役がしるされている。

われてきた。

一、大化改新の詔

一、平安時代における民部省図帳作成制度の確立

一、中世荘園の検注

一、鎌倉時代における田文の徴収

これらがその主要なものである。

検地により村の石高（一定の土地の生産力を米穀によつて表わす方法）が決められ、あわせて藩の知行高も定められてこれが租税徴収の基礎となった。

検地は、土地の境界を明確にし、その面積を測りあわせて品位も決めた。すなわち耕地の肥瘠、屋敷の階級に応じて、生産高を調査し町村の総地積および総石高を定めることで、間竿や縄を入れて測るところからこれを「竿入れ」「縄入れ」ともいった。検地の結果、田畑に上・中・下・下下の四等級の区分をし、一反（三〇〇歩）ごとの収穫高を定めるとともに、その高に応じて年貢米を決定した。これを石盛りと称し上・中・下それぞれの合計反別に石盛を乗じたその反別よりの総収穫高を「分米」といった。このような方策は地域が限られ、また方法も多少の異なりはあった。

しかし中世末期に至り、戦国大名が領内の土地・農民を直接統一支配するにいたつて、組織的かつ統一的に拡大して全国で実施させることとなった。

尾張国における検地を文献によつてみるに、





図2-64 検地の内容(大屋敷丹羽龍二氏所蔵)

1 織田信雄による検地

2 天正一九年(一五九二)の羽柴秀次による検地によって「石高制」の確立

3 文禄二年(一五九三)豊臣秀吉による検地、すなわち「太閤検地」による制度の確立

4 慶長一三年(一六〇八)幕府は検地奉行、伊奈備前守忠次らに命じ領内の総検地をさせた、すなわち慶長検地・備前検地といわれるものである。

この時の総石高四十七万二千三百四十四石(尾張の地内のみ)が公称石高である。

慶長の検地 藩主徳川義直が慶長一三年(一六〇八)七月か十月までの

三か月間伊奈備前守忠次に命じて、尾張一円の検地を実施した。

この検地の基準は県史にしるされるものによると、土地の丈量には、田畑・野・山・屋敷を区分している。田畑には、六尺二寸五分を一間とし、野・山・屋敷は六尺五寸をもって一間とし、それぞれ一間四方を一步とし、三〇〇歩をもって一反とし、なお山にかぎり三六〇歩を一反とした。

その後、元禄七年九月(一六九四)屋敷は六尺二寸五分をもって一間とすることに改められた。

こうした尾張藩で実施した検地方法は、幕府の命による六尺一分四方を一間としたものどくらべ、尾張の農民にとつては非常に有利であった。

面積が定まると田畑にはそれぞれ等級がつけられた。これは田畑の肥沃、高低、乾湿などの土地の状況によって、上・中・下・下々の四等級に分けられ、等級ごとには基準反当收穫高が示された。

この基準となる反当收穫高を「石盛」とよび、斗を単位として示された。尾張藩では上田を一五（二石五斗のこと）とし、中田、下田は二つづつ下り、上畑、中畑は中田、下田より二つ下り、下畑は中畑よりなお二つ下る方法が多くとられたようである。

表2-15 石 高（藩政時代、元禄一四年（西歴一七〇二）調査）

村名	元高	(郷帳所載)	村名	元高	(郷帳所載)
御供所村	五二三石九五四	六九四〇一七	伝右エ門新田	六六三石四〇五	八〇八七七
三右エ門新田	—	六九二七五	大屋敷村	二、八四五二五八	六六三石四〇五
九郎右エ門新田	—	九三一八一	小口村	二、三三八九九七	二、八〇四二〇三
又助新田	—	二〇六四八	外坪村	一、〇六一九二二	四三〇三七六
小折出新田	—	一三三〇〇	河北村	五四四六八〇	九〇四一〇四
長桜村	一三三三七〇七	一二六八七五	余野村	—	五四一六〇八
長桜替地新田	—	一六三九五〇	清右エ門新田	—	—
宗雲新田	—	一三四〇二二	計	六、〇〇一九三三	六、九五八五三九
八左エ門新田	—	五九〇一八			

(丹羽郡誌記載のもの)

第4節 貢租・検地

村名	種別	面積	定納米
河北村	町反畝歩	4 6 08	石斗升合 1 1 6 0
	田、畑 松山 荒屋敷	3 0 1 03	6 8 1
余野村	田	9 0 12	} 9 1 1 0
	畑	3 0 5 28	
外坪村	松生 草野	4 6 02	} 8 5 5 0
	田、畑	5 2 6 26	
大屋敷村	ヤ松生	4 1 5 13	1 3 3 3
	屋敷	1 2 8 27	4 6 7
御供所村	田	12	40
	川	1 02	70
長桜村	田、畑	1 3 4 08	2 0 0 0
	田	1 5 2 8	8 6 0
長桜替地新田	田、畑	2 1 2 16	} 3 1 5 0
	松山 屋敷	1 5 3 15	
八左工門新田	屋敷	2 2 7 20	} 9 6 0
	田、畑	9 4 24	
宗雲新田	松山	4 5 00	1 3 5
伝右工門新田	田、畑	3 0 21	4 0 0
	松山	9 00	1 5
又助新田	田、畑	2 0 22	7 0 0
九郎右工門新田	松山	2 0 00	6 0
余野村	畑、屋敷	3 4 00	2 3 0
	田	1 4 12	} 1 4 0 0
外坪村	畑	6 6 20	
	田、畑	2 2 16	
大屋敷村	松山	3 5 00	} 1 4 4
	松山	1 0 3 02	
御供所村	松山	5 7 17	} 6 1 0 6
	草野	8 8 9 28	
宗雲新田	石原	1 8 0 09	} 1 2 6 6
	松山	8 7 29	
三右工門新田	松山	4 7 5 00	} 4 5 0
	畑	1 0 20	
清右工門新田	屋敷、山	7 9 10	} 3 8 0
	田、畑 屋敷、山	5 3 15	
計			



図2—65 野方検地帳

見取所  
(見取場)

開発直後の新田や地味の悪い山間、野などの田畑を見取所といい、面積だけを調べた高にはいれず、年貢はおよその見積りで賦課し「定納米」(毎年一定の米を納めること)土地が良くなると検地をして、村高に編入されていた。町内での見取所を天保の村絵図、尾張徇行記に見るとつぎの表のようであった。

除

地

藩政時代には、神社・寺院の境内や、由緒ある人の宅地などにはとくに租税を免除された土地があった。これを「除地」と称し、慶長一三年の伊奈備前守が検地したときにきめたので、別に「備前検」ともい

村名	場所	面積	除地区分	村名	場所	面積	除地区分
小折出新田	神明社内	二反歩	前々除	小口村	薬師堂地内	九畝十歩	前々除
〃	大福田・大明神社内	一反二畝歩	〃	〃	蔵屋敷	一畝二十歩	備前検除
御供所村	桂林寺境内	一町二反余	備前検除	河北村	神明二社境内	二反二十歩	前々除
〃	大明神神明源太夫社内・松林共	一町余	前々除	〃	観音堂境内	二畝十歩	村除
〃	神明八剣大明神白山権現相殿一社境内	一町余	備前検除	余野村	徳林寺竜福庵寺内	六畝二歩	備前検除
長桜村	春日天神社内	一反五畝歩	前々除	〃	全徳庵境内	八畝歩	村除
〃	天王・神明二社境内(田地)	四畝歩	村除	〃	宝光院境内	四畝歩	〃
外坪村	本光寺旧跡	三反五畝歩	〃	〃	徳重庵境内	四畝歩	〃
〃	神明大明神社内	二反歩	前々除	〃	神明八幡権現天神白山社内	五反九畝歩	前々除
小口村	妙徳寺内	一反三畝十四歩	備前検除	〃	観音堂境内	一反歩	〃
〃	妙徳寺内鐘撞田(田地)	二反七畝歩	村除	大屋敷村	神明八幡社内	三反七畝十五歩	〃
〃	神明八幡大日三社境内	三反三畝十八歩	〃	〃	天神八幡社内	〃	〃
〃	社人居屋敷	九畝歩	〃	〃	八幡宮熊野権現境内	一畝歩	〃
〃	天神社内	一畝歩	〃	〃	〃	〃	〃

ものがあつた。これを「村除」といつている。

### 検地帳

徴税制度の基本として実施した検地の大要は以上のようなものであるが、検地の完了したところから個人の名前を記入し、それぞれの耕地の高をあわせて村全体の高として年貢徴収の土地台帳とした。これを検地帳とよんでいる。また、新田を開拓したときは、その都度検地が実施され新田検地帳に記載された。

町内に保存されている検地帳は、非常に少なく貴重なものである。

大屋敷の丹羽龍二氏宅には、寛文二年（一六六二）に実施された大屋敷新田の検地帳（水帳）と、それ以後当地で行われた検地の覚書が完全に近い姿で保存されている。

これらは、この地方の検地とその後の新田開発の経緯を知る上に大きな参考となつている。



図2-66 検地帳(寛文二年)

われている。

また慶長検地以前からの免税地は、「前々除」といつている。

除地は、編入されたり、新しい土地が指定になつたりして多少の異動もあつたようであるが、町内の除地について尾張徇行記に記載されているものは、前頁の表のようである。

このほか除地にかんするもので、公に対しては地租を納入し、村で特別に公租を除きその分を村中で負担する

## 第五節 村 の 生 活

### 概 要

農民生活全般にわたる統制は、非常にきびしいものであった。なかでも衣・食・住に対する制限は多く、また強く実施された。

- 慶安二年（一六四九）に公布された「慶安の御触書」は、全文三十二か条よりなるもので、その主な目的は、
- (1) 農民の消費生活全般を規制する。
  - (2) 年貢の確保・増大をはかる
  - (3) 農村自治の維持・安定につとめる

であり、これは藩政時代における農村統治にかんする、もつとも重要な取締りであったといわれている。

また尾張藩は、寛文六年（一六六六）、宝暦九年（一七五五）、寛政、天保の改革といずれも農民生活にかんする儉約令を発している。

これらは同じ農民の中でも、とりわけ平百姓（小百姓）にとつてはとくにきびしい規則であった。

衣類については、木綿以外のものの使用がたく禁じられ、食物は、雑穀を主食として食べた。すなわち麦・粟・稗などであり、米はほとんど百姓の口にはいることはなかったといわれる。

また日常の履物も、わらぞうりに限られていた。一方農民の休日（遊び日）も藩が定めた日に限定されていた、これは多くの農民が勝手に作業を休むことによる農産物、とくに米の生産に支障を与え、ひいてはこれが年貢の収納に